

 市議会だより

いわくら

令和7年

2025.8月号

No.251

編集 議会広報委員会

発行 岩倉市議会

〒482-8686

岩倉市栄町一丁目66番地

TEL 0587-38-5820議会直通

FAX 0587-66-0055



表紙の写真は「令和6年度いわくら夏まつり市民盆おどり」の写真です。
今年度は8月15日(金)・16日(土)に開催予定です。

主 な 内 容

☆6月定例会概要

2～4

☆一般質問

6～19

岩倉市議会では、YouTubeのインターネット
ストリーミングを利用して、議会が行う本会
議のライブ配信を行っています。
ぜひ、ご覧ください。



6月

定例会の
あらまし

会期

6月2日～6月19日

議案

- ・市長提出議案17件
- 石仏公園整備工事（土木工事）
（2号工）の請負契約について
- 一般会計補正予算など

- ・委員会提出議案1件
- 高額療養費の自己負担引き上げを凍結し慎重な審議を求める意見書

- ・議員提出議案1件
- 脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書

- 一般質問
- ・13人の議員が実施（6ページ～19ページ）

- 審議結果
- ・審議結果の詳細は3ページ

難聴高齢者補聴器購入費助成

対象者（いずれにも該当する者）

- ・市内在住の65歳以上の者
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない者
- ・医師により補聴器の装用が必要と診断された者

助成額

- ・補聴器購入費用の2分の1（千円未満切り捨て）で、上限額は市民税非課税世帯3万円、課税世帯1万5千円
- ※事前申請が必要



Q

申請の手続きはどのようなか。

A

申請書、医師からの意見書、補聴器の見積書を市役所長寿介護課の窓口に出してもらう。その後、助成の決定通知を送付するので、届いたら購入してもらう。購入後に請求書、領収書、決定通知書の写しを提出してもらい、助成をする。

Q

周知はどのように行うのか。

A

広報や市のホームページで周知をする予定。また、補聴器

の販売店や耳鼻咽喉科にもチラシなどの設置をお願いする。このほか、介護保険事業所や老人クラブなどへの周知、民生委員にも案内をしていく。

Q

保健センターに聴力検査機器が設置されたが、活用する方法についてどのように考えているか。

A

毎月第1・第3水曜日に健康チェックの日として血圧測定や体力チェックなどを実施している。7月から予約制で聴力検査機器を用いた聴力検査も受けられるようになる。聴力検査は簡易なものではあるが、自身の現在の耳の聞こえ具合などを把握できるものになる。検査の結果、セルフチェックを行い、必要に応じて耳鼻咽喉科への受診勧奨や検査へ案内をすることになると思われる。その際、今回新たな補聴器助成制度も併せて周知し、必要な方に制度の利用につなげたい。

国保税の見直し

賦課限度額（国保税の限度額）の引き上げ及び法定軽減（5割・2割軽減）の拡大が行われます。

Q

賦課限度額の引き上げは、どのくらいの所得段階のところ

から影響を受けていくのか。

A

40歳以上の単身世帯の場合、給与収入がおおむね1070万円を超える世帯、40歳以上の夫婦と就学児童の3人で構成する世帯の場合、給与収入が約990万円を超える世帯が該当する。

石仏公園整備工事

Q

完成時期の見通しは。

A

国からの交付金が少なく、今後の交付額によっては完成が遅れるため、令和9年度以降になる見込み。

人事案件

監査委員の選任について

内藤 充 氏…同意

育休退園廃止に向けた議会の取組の経緯

育休退園とは、下の子どもが生まれ、保護者の方が育児休業を取得した際に、すでに保育園に通っている上の子どもが退園を求められること。



令和5年
3月、6月
定例会

一般質問にて、育休退園及び育休退園に関連した質問を行う

令和5年
12月
定例会

委員会代表質問にて、育休退園に関連した質問を行う

令和6年9月
定例会

請願第6号
「保育の充実を図るため育休退園制度の廃止を求める請願書」 全員賛成で採択
議会として
「育児休業中の保育の継続利用実現への補助を求める意見書」を国へ提出

令和7年
6月

0歳児・1歳児クラスの
育休退園を廃止

今回の定例会の議案等の審議結果

市長提出議案

人事案件

○岩倉市監査委員の選任について

条例の一部改正・廃止

○岩倉市職員定数条例の一部改正について

令和7年度補正予算

○令和7年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）

その他

○石仏公園整備工事（土木工事）（2号工）の請負契約について

委員会提出議案

○高額療養費の自己負担引き上げを凍結し慎重な審議を求める意見書

議員提出議案

○脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書

※上記の議案は全員賛成で可決または同意されました。

議案等の詳細は
こちら▶



審議結果の詳細は
こちら▶



他7件

他5件

他1件

請願

請願の提出はありませんでした。陳情については、8件が提出され、所管の委員会に送付され、聞き置くことになりました。

国に提出した意見書

高額療養費の自己負担引き上げを凍結し慎重な審議を求める意見書

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々などにとって命綱であり、本来、制度の拡充を目指すべきである。しかし、政府は高額療養費制度を見直し、令和7年8月から3回に分けて、自己負担の上限額を引き上げることを一旦は決定した。その後、総理はがん患者団体の代表者らと面会し、上限額の引き上げを見送る決断をした。

一旦は決定されたこの度の見直しは、低所得者はもとより、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼす。がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々から、治療が受けられなくなる、生活が成り立たなくなる、生死に直結する治療の継続を断念しなければならない、といった懸念や悲痛な声が数多く上がっている。命に関わる問題であるにもかかわらず、今回の引き上げを巡っては、当事者の意見を聴かず、短期間で拙速に決定されたものであると受け止めており、そのプロセスも不適切であった。高額療養費制度を見直す際には、制度を利用している方々の生活実態の調査の実施、当事者や患者団体等の意見の事前聴取という適正な手続きを経るべきである。

一方、政府は、この秋までには自己負担の引き上げも含む高額療養費制度について、新たな方針を決定するとしている。既に、患者団体からは、短期間で審議されれば不十分な検討になるとの懸念も示されている。既に税と社会保険料を合わせた国民負担率が50%に近い水準まで上昇し可処分所得が減り、賃上げが物価上昇に及ばず、実質所得が3年連続マイナスとなるなかで、高額療養費の自己負担額を引き上げること自体が、生死に直結する治療を必要とする国民に、治療中止を強いるものであり、著しく不適切である。

よって、岩倉市議会は政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費の自己負担引き上げを凍結し、見直しの議論については、基礎自治体と都道府県の声、被保険者の声もしっかりと汲み取り、負担のあり方も含めて、誰もが安心して医療にかかることができる制度となるよう、慎重に審議することを強く求める。

脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書

脳脊髄液漏出症（減少症）は、交通事故などで硬膜から髄液が漏れ出すことにより頭痛や頸部痛、めまいなどの様々な症状が生じるとされ、愛知県のホームページにも、脳脊髄液漏出症（関連学会の定めた診断基準において確実又は確定された者）に対する硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険導入されたことや県内の診療可能な医療機関などの様々な情報提供がなされているところである。

しかし、この疾患の認知度は依然として低く、交通事故などにより罹患期間が長くなることで症状が治りにくくなり後遺症がおのずと出てしまうケースがある中、後遺障害等級が、労災保険では12級以上の認定がある一方で、自賠責保険制度では適切に認定されず、脳脊髄液漏出症患者の補償がなされていない。

海外では、より客観的・専門的に、法医学の知見も取り入れながら、被害者にとっても納得できる、中立・公正な後遺障害の等級認定システムが構築されている。

よって、国におかれては、公平性や透明性を確保するため、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同様に、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを設置すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

議会基本条例の検証結果報告

検証結果の詳細はこちら→



岩倉市議会は、平成23年5月1日に議会基本条例を施行しました。この条例を具体化するため、議会基本条例推進協議会を設置し、議会改革の推進に努めています。議会基本条例第27条「条例の目的が達成されているか否かを、年に1回以上検証する」という規定により、検証を行いましたので、主な内容を抜粋し以下のとおり報告します。

議会基本条例	令和6年度の実績等	課題、今後の取組等
第4条（議会の責務と活動原則） 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。		
公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。	・本会議及び常任委員会の録画配信について年間を通して行っている。 ・3月定例会から庁内向けに限らず本会議のライブ配信を試行的に行った。 ・全員協議会の録画配信について協議した。	・会議録反訳ソフトの導入について検討する。 ・正副議長の所信表明に対する質疑応答について研究する。 ・議員派遣の議決（視察・議会報告会等）について研究する。 ・政務活動費の後払いについて研究する。 ・特別委員会・協議会等の録画配信について検討する。 ・ライブ・録画配信の効果について検証する。 ・本会議における字幕表示モニターの設置について検討する。
市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。	・一般質問において、各議員が資料及びモニターを積極的に活用した。 ・一般質問予定表及び代表質問予定表を作成し、傍聴者配布及びホームページ掲載を行っている。 ・一般質問の際、質問者の氏名が分かるよう質問席に議員名札を設置した。 ・一般質問の質問者撮影の画角を見直した。 ・本会議の録画配信に目次をつけて閲覧しやすくした。 ・本会議の録画配信の画質を改善した。 ・一般質問に使用した補足説明資料をホームページで公開することとした。（3月定例会）	・傍聴席からモニターが見にくいので、改修について検討する。 ・委員会室での傍聴席用スピーカー設置について検討する。 ・代表質問の際の議員名札設置について検討する。 ・本会議における字幕表示モニターの設置について検討する。
第10条（市民参加及び市民との連携）		
議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。	・ふれあいトークを11回開催した。（議会サポーター対面5回・オンライン3回、市民活動団体1回、議会報告会2回） ・議会報告会に関しては、9月定例会後に前年度決算、3月定例会前に新年度予算への意見を求めるために行った。 ・五条川小学校の児童と意見交換を行った。（令和6年10月24日）	・議会と大学の連携について研究する。 ・引き続き小中学生及び高校生との意見交換会等について検討する。 ・3月定例会前の議会報告会の時期及び内容について検討する。
第11条（広報広聴機能の充実）		
議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。	・7期目の議会サポーター制度を実施した。 ・本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行っている。 ・3月定例会にて本会議のライブ配信を試行的に行った。 ・ホームページに、議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを公開している。 ・議会サポーターへ録画配信についてのアンケートを行った。 ・ホームページ上に議会だよりアンケートを常設している。 ・議会だよりの一般質問のページに掲載内容の見出しをつけた。	・SNSを利用した広報の具体化について執行機関と協議していく。 ・意見交換会における対面とオンラインの併用等、広聴のあり方について検討する。 ・議会だよりの改善を図る（子ども向けページの作成、市民参加のページ、写真の掲載等）。 ・字幕付き録画配信について検討する。 ・議会だより音声版について検討する。

一般質問

一般質問とは、議員が自身の考えや市民の皆様の声をもとに、市政全般について質問することです。
なお、7～19ページは本人が責任をもって編集した要約原稿です。詳しくお知りになりたい方は、議会動画配信、市議会議事録をご覧ください。
議事録は9月上旬ごろからご覧いただけます。

6月11日(水)

- | | | | |
|---|-------|--------|----------------------|
| 1 | 水野 忠三 | (P.7) | 「行政としての災害時備蓄の現状は」 |
| 2 | 井上真砂美 | (P.8) | 「地域の歴史的価値を守る取組は」 |
| 3 | 塚崎海緒 | (P.9) | 「公益通報が受け付けされていないのでは」 |
| 4 | 鬼頭博和 | (P.10) | 「市内の公園を喫煙禁止区域に」 |
| 5 | 木村冬樹 | (P.11) | 「ふるさと納税全体での収支状況は」 |

動画はこちら▼



6月12日(木)

- | | | | |
|---|-------|--------|------------------------|
| 1 | 日比野 走 | (P.12) | 「大野市との二地域居住を促進してみても」 |
| 2 | 梶谷 規子 | (P.13) | 「教員が子どもに向き合う時間が取れているか」 |
| 3 | 梅村 均 | (P.14) | 「総体文トレーニング室の中学生利用を」 |
| 4 | 関戸 郁文 | (P.15) | 「公共建物で働く職員の安全管理は」 |

動画はこちら▼



6月13日(金)

- | | | | |
|---|-------|--------|----------------------|
| 1 | 堀江 珠恵 | (P.16) | 「産後ドゥーラ導入の検討は」 |
| 2 | 大野 慎治 | (P.17) | 「児童遊園の滑り台を更新するべきでは」 |
| 3 | 片岡健一郎 | (P.18) | 「安全面に課題がある歩道について見解は」 |
| 4 | 谷平 敬子 | (P.19) | 「がん患者へのエピテーゼ購入助成を」 |

動画はこちら▼





水野 忠三議員

Q 行政としての災害時備蓄の現状は

A 南海トラフ想定で食料3万食などを確保

災害時備蓄品の状況について問う

Q 行政としての災害時備蓄の現状は。

A 南海トラフ地震に備え、避難者50000人分の2日間、計3万食を備蓄。毛布、簡易トイレ、粉ミルク、生活用品なども含めて確保している。

Q 各行政区の対応状況は。

A 自主防災会で消火器、可搬ポンプ、救助資機材などを配備し、水・食料などの備蓄も実施。市は補助金制度により備蓄品購入を支援している。

Q 備蓄品の種類や数量に関する課題は。

A 被害想定や過去の震災を踏まえ決定しており、自助による1週間分の備蓄を推奨。市民

アンケートでは89.2%が備えを実施している。今後は想定見直しに合わせ、備蓄の再検討が必要と認識している。



PFS・SIBの活用可能性について問う

Q PFS及びSIBについての認識等は。

A PFS（成果連動型民間委託契約方式）は、行政が民間事業者等に業務を委託する際に、成果目標の達成度合いに応じて委託費を支払う仕組み。

SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）は、PFSの考え方を活用しつつ、社会課題の解決のために民間資金を導入する

仕組みで、事業の成果に応じて行政が投資家に資金を償還するものと認識している。資金調達方法に違いはあるものの、いずれも成果重視、民間ノウハウの活用等で、行政の効率化と社会課題の解決に資する可能性を持つと理解している。

Q 国・県・他自治体の動向や事例は。

A 国は導入促進の体制を整備し、愛知県も市町村支援を実施している。豊田市の介護予防や犬山市の庁舎管理での活用事例がある。

Q 導入の可能性はある分野は。

A 健康・福祉の介護予防や疾病対策、環境分野の省エネ推進、廃棄物削減など、成果評価がしやすい領域での導入が想定される。

ふるさと住民登録制度について問う

Q 制度の認識は。

A 実際の住民票を移さずに地域と関わる制度として、多様な関係性を築く手段と捉えている。

Q 今後の検討については。

A 現時点で具体的な検討はしていないが、税制面などの影響も見込まれるため、今後、柔軟に検討できるよう情報収集を継続していく。

Q 将来的な方針は。

A 国の「地方創生2・0」での施策の一つとして注目しており、今後、国における制度設計の詳細や、全国的な導入の動向、先行事例とその効果などを注視していく。

自治体に対する「伴走支援」制度について問う

Q 制度の理解は。

A 政策立案・実施段階で継続的に支援を行うものであると認識している。令和7年度は、県内では日進市と豊根村がこの伴走支援制度を利用していると聞いている。

Q 活用の可能性は。

A 人口減少や子育て支援など重要課題に対応するにあたり、専門知見や成功事例が政策推進に資すると考えており、必要に応じて活用を検討していく方針である。





創政 井上真砂美議員

Q 地域の歴史的価値を守る取組は

A 児童・生徒や市民に周知し大切にしている

地域の歴史的価値を守る取組は

Q 史跡公園の鳥居建民家や竪穴住居が存続できた経緯はどうか。

A 鳥居建民家は、江戸時代中期に東町に建てられた住宅で、戦後に岩倉町が貴重な歴史的建造物として譲り受けた。庁舎東に移築・再建し、史跡公園の開園に合わせて現在の場所に再移転した。竪穴住居は大地遺跡の発掘を基に創造復元した。

3月末に閉館した「希望の家」の備品活用は

Q 希望の家の備品の譲渡会をするなどして再活用はできないか。陶芸を楽しむ会等が使っていた陶芸窯を移設して存続できないか。

A 希望の家の備品の譲渡会をするなどして再活用はできないか。陶芸を楽しむ会等が使っていた陶芸窯を移設して存続できないか。



A 備品の有効活用はすでに整理をはじめている。岩倉総合高校や市内の小中学校等公共施設に案内し、順次譲渡している。最終的に残った備品はインターネット販売サイトで売却を検討し、無駄にならないように努める。陶芸窯は窯の温度を管理する人を長時間配置できる移設可能な施設がないため移設は考えていない。

10日間で約23万人の来場者、岩倉桜まつりの今後は

Q 期間中の岩倉駅や石仏駅の乗降者の状況と南北への拡大はどうか。

A 10日間で、岩倉駅は約2万6000人の増加、石仏駅は約16000人の増加。南北への拡大も行っていく。

「学びの多様化学校」の設置促進を

Q 「不登校特例校」との違いは。

A 文部科学省は「誰一人取り残さない学びの補償に向けた不登校対策」を踏まえ、「不登校特例校」をより子どもたちの目線に立った「学びの多様化学校」と名称変更した。

Q 適応指導教室から名称変更した「岩倉市教育支援センターおおくす」の変容はどのようなか。

A 学校復帰への支援から、自立心と社会性を育み、社会で生きていく力を身に付けることをめざしている。在籍する児童・生徒に寄り添った場所として、学びの多様化学校の趣旨を踏まえ、今まで以上に、一人一人に合った学習計画の策定を進めて運営をしていく。

Q 児童・生徒の興味関心の多様性にどう対応するか。

A 不登校の要因は様々で、それぞれの要因を見極めて、誰かと興味関心を共有できる面



昭和55年発行社会科副読本表紙：3台の山車、五条川のんぼり洗い、岩倉駅西モニュメント等

関心を共有できる面
白さの体験、自分の
ペースで学ぶことの
楽しさの経験、継
続的に気にしてくれ
る人がいる体験をさ
せたりするなど様々
な対応が必要になる。
学校では、不登校を
未然に防ぐ取組とし
て、タブレットを用
いたり、グループ活
動を取り入れたり、
地域や校外の方と触
れ合う場面を設定す
るなどして、興味関
心の多様性に対応す
る取組を工夫してい
る。
※他に、暑さ対策「い
わくら涼みどころ」
についても質問した。



塚崎海緒議員



公益通報が受け付けされていないのでは



公益通報で受け付けて「不受理」とした

農業用排水機場 整備について問う

Q 排水機場の更新計画状況は。

A 県が事業主体。第1期は、大

市場及び大山寺の排水機場を更新中。令和9年度完了予定だったが、令和17年まで遅れる見込み。野寄排水機場は、第2期に実施予定。

Q 一宮市の受益区域は、協議されているか。

A 県、一宮市、岩倉市の三者で事前協議を実施。更新時に必要な建設負担金や更新後の維持管理費の負担割合などの内容だが、合意や決定している事項はない。

Q 更新事業で見込まれる予算は。

A 総事業費は、概算で約30億円。負担割合は、国

50%、県37%、自治体13%。自治体は約3億9千万円程度を県に負担金として支出。

Q 一宮市の受益区域はどれくらいか。

A 全流域面積283.9haのうち、一宮市は143ha、岩倉市は140.9ha。

Q 計画が後ろ倒しの間の修繕費用が心配。市民負担軽減のため、早めに協議を。

A 第1期完了時期を見据え、県及び一宮市と協議を進める。

公益通報不受理に迫る

Q 内容を確認せず不受理とする対応が全国的に増えているが、制度の根本にある公益性と通報者保護の精神に反するのではないか。

A 総事業費は、概算で約30億円。負担割合は、国

受付窓口への案内が、公益通報者保護法第11条の教示義務と混同されるケースが散見される。制度の誤解や運用上の不備を正し、通報者が確実に適切な対応を受けられるようにすることが必要不可欠だ。

A 理由は何か。

A 公益通報者保護法に規定する通報対象事実に関する通達に及ぶ本市が処分又は勧告等を実施する権限を有していないため不受理とした。通報者に対して、正しい通報先の行政機関を教示した。

Q 尾張中北消防指令センターは協議会だが責任者は誰か。

A 運用内容は協議会会長。施

設内管理はセンター長。派遣職員の対応等は派遣元の首長。

Q 個人情報保護に関わる内容であり、調査すべきでは。

A 個人情報保護法に関わる内容の場合、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関は、国の個人情報保護委員会。通報対象事実は、通報を受理した行政機関が必要な調査を行い、適切な措置をとる。

Q 行政機関が講ずべき安全管理措置は十分と言えるか。

A 尾張中北消防指令センターでは、ID認証を行っているが、担当者名を入力し、どの指令台を操作したか分かる。外部から情報搾取されない。地方公務員は、住民の個人情報

を適切に管理する義務がある。

Q 通報内容が、法令違反の実等なのになつて。今年度システム改修予算で、個人情報保護の安全管理措置は。

A 更新に合わせての改修予定はない。

公文書にデジタル対応デザインを

Q 早急にA4横レイアウトへの統一を。

A デジタル環境で見やすいレイアウトの検討は重要。紙媒体とデジタル媒体で、見やすさの分りやすい公文書の作成を目指し、レイアウトのあり方を研究する。



明和議員
公鬼頭

党員
者の利用を妨げるものではない。よって一概に禁煙にする必要性まではないと考える。

Q 市内の公園を喫煙禁止区域に

A 公園内での喫煙ルールを周知強化する

市内公園での喫煙の制限を求む

Q 本市では、平成30年12月1日に健康都市を宣言し、市民の健康と幸せなまちを育む施策を推進している。この宣言に基づき、健康やかで幸せな暮らしを守る施策を進める中で、公園における禁煙の必要性をどう考えるのか。

A 公園での禁煙は、受動喫煙のリスクを減らし、特に子どもが安心して遊べる環境を確保するためや、吸い殻のポイ捨て防止など、一定の効果は認められると考える。一方で、公園は不特定多数の人が利用する施設であり、喫煙者の利用を妨げるものではない。よって一概に禁煙にする必要性まではないと考える。

Q 本市と同じく健康都市宣言をしている大府市では、令和2年10月より都市公園での喫煙を禁止し、受動喫煙防止を徹底している。本市での、公園の喫煙に関する現状と方針はどうか。

A 市内の公園は、都市公園条例上でも全面禁煙とはなっておらず、「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例」では、公園内においても喫煙者と非喫煙者相互が共存できる快適な地域環境を目指す方針となっている。今後も喫煙をする場合は人前を避け、煙や臭いが他人に及ばないよう喫煙マナーの周知を実施していきたい。

Q 市内の公園を喫煙禁止区域に指定し、市民の健康を守るために、喫煙禁止区域の拡大を

検討すべきではないか。

A 既に喫煙禁止区域を指定した自治体の事後評価を注視しつつ研究していく。児童遊園も含め公園内では、子どもや他の利用者がいる場合は喫煙を控えるよう園内での掲示のほか、ホームページ等により周知啓発を充実させていきたい。



避難所の環境改善の推進を

Q 昨年12月に改定された避難所の運営指針で明

記された「スフィア基準」では、20人に1基の割合でトイレが必要とされている。本市の避難所では現在どのような基準でトイレが設置されているのか。

A 国のガイドラインに沿った目標数を定めている。各小学校に障がい者用を含む仮設トイレを3基、車いすに対応した手すり付きポータブルトイレを各2基、北、南、東小学校にはマンホールトイレを2基から5基配備している。また、簡易トイレを150基備蓄している。そのため、それらを合わせると、避難者2500人に対し約17人に1基のトイレを保有しており、「スフィア基準」を満たしている。

Q スフィア基準では、避難所内の一人当たりのス

ペースを「最低3・5㎡（畳2畳分）」としているが本市の状況は。

A 5つの小学校において、広さ4・4㎡のテント式パーティションを各50基配備しているが、収容スペースには課題があるので、その後開設する避難所についての検討は必要である。

※スフィア基準

正式名称は「人道憲章と人道支援における最低基準」、基本理念として、①被災者には尊厳ある生活を営む権利、支援を受ける権利がある。②苦痛を軽減するため、実行可能な手段が尽くされなくてはならない。を掲げ、人道支援の最低限満たすべき基準を記載している。



日本共産党岩倉市議員
木村 冬樹 議員



ふるさと納税全体での収支状況は



若干のプラスという状況である



Q 昨年度のふるさと納税といわゆる応援寄附金と税控除の収支状況はどうだったか。



A マイナス1億3200万円とさらに厳しい状況になっている。



Q 本市の返礼品に係る経費は、寄附金額に対してどれくらいの割合になっているのか。



A 約45%となっている。



Q ふるさと納税では、税控除による減収分の75%が地方交付税で補てんされる仕組みになっているが、それを含めての収支状況はどうか。



A 4、5千万円のプラスになっているが、返礼品に係る経費を差し引くと若干のプラスと

ふるさと納税の本質的問題を問う



Q ふるさと納税には、地域間の財政力の調整をかく乱する問題、個人間の再分配を逆進させる問題、税収をわざわざ半分に減らして配分し直す問題がある。ふるさと納税の本質的問題について、自治体間では議論されているのか。



A 市長会議で制度のあり方などについて議論が行われている。本市としても、特定の自治体に寄附が集中しないための規制や自治体間で財政均等化を図るための仕組みが必要と考えている。

こども誰でも通園制度の具体化は



Q 来年4月から、こども誰でも通園制度が本格実施される。0歳6か月から3歳未満の未就

の準備を進めていく。

スズメバチ駆除の減額を問う



Q 今年度からスズメバチ等駆除委託料が減額され、一般家庭は対象とせず、公共施設のみとなった。過去5年間を見ても相当数を一般家庭が占めている。スズメバチ等の駆除は1件あたり数万円かかる作業となり、重い負担から、巢が放置されるようなことがあってはならない。予算の柔軟な執行を求めるが、本市の考えはどうか。



A 今年度に入り数件の問い合わせがあったが、専門業者を紹介することで問題なく進んでいるので、引き続き状況を見ていきたい。

市民に寄り添ったPFAS対応を



Q 岩倉団地水源の水道水は、今年度から県水で半分希釈したが、PFOSとPFOAの合計値が42（ng/l）と、国の暫定目標値は下回ったものの、想定ほど下がっていないことが分かった。東町水源でも32と上がってきている。5月に行われた全国市議会議長会第101回定期総会で、PFAS対策の推進に関する二つの要望書が採択され、国へ提出されている。本市としても、リスク評価の早期確定、国と自治体の役割と責任の明確化、住民の血液検査実施、水道事業への財政支援などを国へ要望すべきではないか。



A 国への要望は現段階では考えていないが、今後も国の動向を注視していく。



日比野 走議員

Q 大野市との二地域居住を促進してみても

A 制度上は可能だが、今後研究していく

福井県大野市との交流について問う

Q 本市と大野市が交流するようになった背景は。

A 大野市との交流は平成3年度、本市の助役が福井県の旧和泉村出身であったことを契機に始まる。旧和泉村が大野市に合併したことに伴い、一時解消されたが、平成19年1月に大野市と「友好交流に関する合意書」及び「災害時における相互応援協定」を再び締結し、今日に至る。

Q 両市の1年ごとの関係人口はどのくらいか。

A 令和6年度は学習効果を重視したゼロカーボン学習バスツアーを実施した結果、本市から大野市へ約250人の方。大野市からは本市の約100人

の方にお越しいただき、両市で約350人の方々が交流している。

Q 交流される方々は両市にどのような魅力を感じ、観光されているか。

A 大野市は、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、春は花桃などの多彩な花々、夏はアウトドア、秋は美しい紅葉、冬はウィンタースポーツと、一年を通じて観光客が楽しむことができる。また、市街地には越前大野城があり、歴史を感じながら城下町を散策することもできる。

本市においては、春に最大のイベントである桜まつりがあり、日本の「さくら名所100選」にも選ばれている五条川沿いの約1300本もの桜並木が訪れる

人々を魅了する。さらには初春の風物詩「のんびり洗い」、400年続く伝統の山車、そして地元特産の名古屋コーチンなど、多彩な観光資源がある。

Q 今後、両市の関係人口増加の為の施策等は考えているか。

A 令和7年度については、夏には自然散策とバスター作り体験、秋には「九頭竜紅葉まつり」や大野市街地への訪問などの企画とともに、昨年度好評だったゼロカーボン学習バスツアーについても夏に実施を予定している。関係人口が増加するような施策については、他の自治体の先進事例など今後研究していきたいと考えている。



オンライン申請方式について問う

Q オンライン申請のおおよその件数は。

A 令和5年度の実績では、主なオンライン手続件数として、文化・スポーツ施設等の利用予約は3万7390件のうち1万9030件で約51%、図書館の図書貸出予約は1万610件のうち5129件で約48%、転出届は2829件のうち1196件で約43%となっている。

Q 職員の業務量削減、対応時間短縮等ほどの程度効果があるのか。

A 住民票の写しと印鑑登録証明書等の交付を例にすると、令和6年度の窓口及びコンビニにおける総交付枚数は3万6935枚のうち、コンビニでの交付枚数は8066枚で、全体の21・8%がコンビニ交付となっている。市役所窓口でこれらの証明書1通を発行するのに対応する時間を3分と仮定すると、年間約400時間分の職員の窓口対応業務が削減できていることになる。





日本共産党岩倉市議員
榎谷規子議員

Q 教員が子どもに向き合う時間が取れているか

A 向き合える時間を確保する努力をしている

資格確認書を 一律に交付を

Q 厚生労働省は、75歳以上の後期高齢者のマイナ保険証の利用率が低い

ため、来年7月末までの暫定措置としてマイナ保険証の保有にかかわらず、従来の健康保険証と同様に利用できる資格確認書を交付するとした。東京都世田谷区と渋谷区は、マイナ保険証を持っている人にも一斉に資格確認書を送ることを決めたという。本市も国民健康保険加入者全員に資格確認書を送付できないか。

A マイナ保険証を持つか持たないかの切り分けのためのシステム改修費等国の補助金が交付され、職員間の情報共有はかつてきた結果、資格確認書の交付事務はスムーズに進められている。

マイナ保険証の利用が困難な方、配慮が必要な方にも交付していく。

健康診断での配慮 をすべての学校で

Q 6年生の健診で、体操服の下は下着を全部取るように言われ、体操服をめくられ、胸が膨らんできて恥ずかしかった思いを聞いた。別の小学校では下着を着たままでよかったと聞く。下着の上からの健診にするべきと思うが、どうなのか。

A 内科健診は心臓の音を聴くだけでなく、皮膚や背骨等の状態を確認するため、正確な検査を必要とする。3校では、下着をつけたまま可能としている状況である。

不登校を生み出す 学校教育を見直し 子どもや親に安心 できる支援を

Q 子どもの不登校はこの10年で3倍と増加し、全国で35万人近くになり、小学校低学年でも増えている。不登校の要因は「個々の状況によって多様」で、不登校を生み出している学校教育政策についての見直しがなかった。「宿題ができてないから、学校に行くのがイヤ」という声を聞くが、新学習指導要領において詰め込みが進められ、多すぎる学習内容をこなすための宿題も増えているのではないか。

A 文部科学省の調査等で、多すぎるとは一概に言えない。

Q 全国学力テストの実施で学

校を点数競争に巻き込み、教員も子どももストレスの要因になったのではないか。

A 学力テストによって序列化、競争が生じないよう、ストレスにならないよう配慮し、今後の指導方法の改善に生かすようにしている。

Q 教員評価制度の導入等、教員にも競争と管理が強化され、多忙化のなかで、子どもと向き合う時間が取れなくなっていないか。

A 教職員の働き方改革を進め、部活動の地域移行など様々な取組をし、子どもたちと向き合える時間を確保できるように努力している。

Q 「学習」に限定されない数多くの居場所が保障され、どの子どもも安心して過ごせる環境を学校内外で整えることが必要と考える

A 2つの中学校では校内教育支援センター、校外で教育支援センターをおくすがあり、安心して過ごせる場所として設置している。

保護者への支援 を厚く

Q 不登校の子どもへの休息と回復を支えるには親への支援が必要不可欠である。学校に行けない、行き渋りの子どもを前に保護者の方々は大変悩まれている。相談窓口は十分か。

A スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーを配置し、教育支援センターをおくすには臨床心理士、おおくす親の会やみんなのサロン等開催している。



創 政 会
梅 村 均 議 員

Q 総体文トレーニング室の中学生利用を

A 実行している自治体の研究をする

Q 中学校における部活動の活動制限方針が示されている中、生徒の保護者から部活動の時間以外にも自主的にトレーニングがしたい、「なぜ、アデリア総合体育文化センターのトレーニング室は中学生の利用を認めていないのか」との声があった。一般的に多くの民間経営のジムにおいても中学生の利用はお断りをされている感じであるが、こちらは公共施設でもあり、できるだけ多くの市民が利用できることが望ましい。なぜ認めていないのか。

A 中学生が利用する場合、体の成長過程で骨や筋肉が未発達であることから過度な負荷をかけると怪我のリスクが高まる。また、使用方法を誤ると大きな怪我につながる恐れがある。専門的な知識を有するトレーナーなどの個別の指導が必要となるが、現在、常駐のトレーナーは1名で、指導やサポートが難しい。施設は、利用者の安全を守る責任があり、健康面と安全面への配慮が必要なことから利用を制限している。

Q 新居浜市の市民体育館では、指導者1名を要するが中学生の利用を令和5年頃から認めていた。利用条件として、中学生1名に対して、指導者1名が必要であったり、指導者は資格は必要ないが、器具等の使用経験や適切な使用方法、事故防止の指導ができる人で、指導者は一緒にトレーニングできず指導に専念することなど決められてのことであった。本市の子ども条例に

則り、子どもの権利を尊重したいところでもある。条件付きでも、中学生の利用を認めることはできないか。

A やはり常駐のトレーナーが1名であり、条件を付けても対応は難しい。ただ全国的にはいくつか認めている事例があったので、実施している自治体を参考に研究したい。



中学校運動場の地域開放を

Q 部活動の制限がある中、使用頻度が下がって、空きがあるのでないか。2校ある中学校運動場の使用状況（空き状況）は。

A 岩倉中では、平日の授業後や土曜の午前中にいくつかの部が活動している。日曜日の午前中に練習試合を行うこともある。第2運動場も同様に他のクラブが使用する。

Q 小学校運動場を使用している団体も多く、グラウンドの需要と供給バランスが気になる。名古屋市では、全市中学校11校で中学校体育施設のス

ポーツ開放が見られる。本市も開放してどうか。

A 今のところ個別の相談に応じた開放に留まっているが、将来的には運動場の地域開放について拡大が必要と考えている。

他、高齢単身者増加を見込む住居確保支援の質問を行った。



創 政 会
関 戸 郁 文 議 員

Q 公共建物で働く職員の安全管理は

A 職員に安全対策を実施



職員・利用者の安全管理は

Q 本市の公共建物内でのトラブルの状況は。

A 市庁舎においては公務の円滑かつ適正な執行を確保するために岩倉市庁舎管理規則を定め、市庁舎の管理及び秩序の維持について規定している。庁舎内において、示威又はけん騒にわたる行為などを禁止行為として規定しているが警察が介入するような行為やトラブルは近年では発生していない。

Q 想定されるトラブルに対する対策はどのようなものか。

A 昨年8月に江南警察の協力のもと、不審者や不測事態に対処するための訓練を実施し、刺股や暴徒鎮圧用シールドなどの防具の使用方法や、不審者と対峙した際の行動等について指導をうけた。その後、令和6年9月議会において補正予算をお願いし、刺股及び暴徒鎮圧用シールドを購入して庁舎内の各所に配置している。

Q 近隣都市の防犯カメラの状況は。

A いずれも主に玄関や通口など人の出入りする場所を監視する目的で庁舎内に防犯カメラを設置しているとのこと。録画した映

像については、原則として非公開とし、警察からの調査依頼に対してのみ開示する運用となっている。

Q 防犯カメラの設置の有効性、必要性はどのように認識しているか。

A 庁舎へ防犯カメラの設置は、犯罪の抑止や来庁者及び職員の安心感の向上といった点で有効であると認識している。

Q 防犯カメラ設置等利用者の安全を高める計画はあるか。

A 現在、防犯カメラの設置等による利用者の安全を高める計画はありませんが、防犯カメラの有用性を鑑み、近隣自治体の設置状況等も参考にしながら、本市における防犯カメラの活用について検討していく。

Q 職員の会話の質向上にもつながる会話録音は必須と考えるが本市の見解は。

A 電話対応の録音については、市民サービスの品質向上や対応内容の確認、不当要求等の抑止の観点からも有効な取組と考える。引き続き検討していきたい。

公共施設の窓口や電話の音声の録音について本市の見解は

Q 職員の会話の質向上にもつながる会話録音は必須と考えるが本市の見解は。

A 電話対応の録音については、市民サービスの品質向上や対応内容の確認、不当要求等の抑止の観点からも有効な取組と考える。引き続き検討していきたい。





堀江珠恵議員

Q 産後ドゥーラ導入の検討は

A 現状のサービスで役割を概ね担えている

産後の母親の産後ケアの重要性について問う

Q 出産後の女性は、身体的・精神的・社会的に大きな変化と課題を抱えながら、新しい命との生活をスタートさせる。まとまって寝られる睡眠時間はアンケートでも約3時間が多く、次に4時間であり、まとまって寝られる時間がないという回答もあった。多くの出産後の母親は睡眠不足である。また、慣れない育児で孤立や不安を抱え、うつ傾向になりやすい。本市はどう認識し、どのように支援しているのか。

A 心身のケアや育児支援、家庭にサポーターを派遣し、家事や育児に関する介助等を行い、心身の不調や育児等

の負担、孤立感の軽減を図る産前・産後サポーター派遣事業を実施している。

Q 健診でうつ状態のチェックを行う中で相談はあ

るのか。

A 出産した医療機関等でメンタルチェックとしてエンジンバラ産後うつ病質問票による聞き取りを実施。ハイリスクとされる産婦には、医療機関から情報提供を受け、助産師や保健師が電話相談・家庭訪問を実施。継続的な支援を行っている。

Q 本市は、宿泊型・通所型を利用することで母親の休息できる環境を整えている。また、産後ヘルパーは家事代行が中心となっている。これらを一度に補える産後ドゥーラを導入してみ

ては。

A 現状の訪問型・産前・産後サポーター派遣の組み合わせで概ね担えている。



社会的自立を目指した支援を

Q 国は「学校復帰を最優先とする」から「子ども一人ひとりの多様な学びや育ちを支える」方向性になってきている。令和5年度においては小中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人で過去最多。本市の不登校児童・生徒はどれくらいか。

A 令和6年度は小学校67人、

中学校103人。小中学校は前年比で2名減少、中学校は前年度と同数である。

Q 不登校になる原因は様々だが、児童・生徒が社会復帰までにたどる経過は、多くの段階を経ることが一般的で共通するステップがある。重要なのが、人とのかわりを持つ段階で、安心して話せる環境づくりの

一役を担うのがメンタルフレンドである。考える。本市のメンタルフレンドの登録状況は。

A 大学生が一人登録している。

Q メンタルフレンドになる条件は。

A 教員、心理士等を目指す大學生等を条件とし、応募があった場合に教育委員会で審査を行う。

Q 教員、心理士を目指す学生もいるが、不登校を経験し、社会復帰をしていった方が児童・生徒に寄り添い話を聞くことで悩みを共有しやすく、苦しみもわかる。経験から乗り越えた人は希望になる。メンタルフレンドになる条件に不登校経験者を取り入れることはできないか。

A 事業を遂行するうえで一定の知識や責任感等を有する必要があると考える。当事者の心情の理解に生きるという利点も考慮し、適任者がいる場合は、個別具体的に判断する。





大野 慎治 議員



児童遊園の滑り台を更新するべきでは



A 順次、更新していきたい



高さ3mの滑り台
を更新するべきで
は

井上児童遊園、
中本児童遊園、

大山寺児童遊園、川井児童遊園、野寄児童遊園の5児童遊園の滑り台は、踊り場までの高さが3mのらせん状の滑り台となっている。現在の安全基準・遊具の安全に関する基準では、滑り台の滑り出し部分は転落防止対策として覆いをする必要がある。また、滑り台の降り口が砂場と一体となっているが、現在の安全基準では滑り台の降り口と砂場は離さないといけないため、安全基準を満たしていない状態となっている。児童遊園の遊具で遊んでいるのは、幼児と小学校低学年までの児童であるため、踊り場までの高さ3m

の滑り台は大変危険である。特に井上児童遊園は、令和9年4月に五条川小学校区統合保育園が開園されるため、幼児などの利用者が激増する可能性が高くなるのではないかと。まずは、井上児童遊園の滑り台を現在の安全基準に合致・見合った滑り台に早急に更新する必要があるのではないかと。その他の児童遊園も計画的に滑り台を更新していく必要があるのではないかと。



A 遊具の安全に関する基準では、幼児用の滑り台の高さは2mまで、児童用の滑り台の高さは3mまでとなっている。小さなお子さんがらせんの滑り台を使用する場合は、保護者の付き添いなど注意が必要な状況であると考えている。5台の滑り台について

保護者の方がほっと一息つける時間をサポートするために、地域バランスを考慮して、図書館や例えば地域交流センターのまじりの家又はくすのきの家、北部では夢さくら公園の管理棟2階など市内の公共施設を巡回するような形で短時間の一時保

一時保育制度の充実に向けて

井上児童遊園



では、引き続き定期的な点検を行い、適正な管理をしながら、順次、安全基準に適合した遊具に変えていきたい。



A 一時保育を実施する施設

は、児童福祉法施行規則に定められた基準を満たす必要がある。乳児室やほふく室、乳幼児用のトイレなどの設備が必要であり、保育園以外の公共施設での実施は難しいと考えている。来年度から「こども誰でも通園制度」の実施について準備を進めているので、一時保育事業との連携も含めて、地域の子育て支援を充実できるように検討していきたい。



Q 猛暑の影響のため、毎年9月・10月も残暑が厳しい状態が続いているため、児童・生徒のために、小・中学校の体育館等の空調設備（エアコン）は9月から試運転できるのか。



A 現在、学校、施工業者・監理会社と打ち合わせを行い、詳細なスケジュールを進めている。9月から稼働できるかどうかについては、現時点で断定することは難しい状況であるが、工事の進捗状況を見ながら、できるだけ早い稼働を目指していきたい。

小・中学校の体育館等のエアコンの稼働は



政 会
片岡健一郎議員

Q 安全面に課題がある歩道について見解は

A 植栽の撤去などを検討し、安全な歩行空間の確保に努める

安全安心な歩道整備は

Q 現状の岩倉市内に存在する歩道は、道路構造の基準に適合していない箇所はないか。

A 過去に整備した歩道の一部には、植栽やモニュメントなどの設置により幅員が狭くなっている状況も見受けられ、現在の基準に適合しない箇所がある。

Q 安全面において課題があると思われる歩道について、当局の見解を問う。

A 交差点部や横断歩道など特に歩行者の安全を確保する必要がある箇所を優先的に順次、植栽などの撤去や植え替えを検討し、安全安心な歩行空間の確保に努めていく。



条例に適合した安全な歩道に改修を

公共施設の廃止や統合に伴う跡地利用

Q 廃止や統合に伴う跡地利用の活用はどのようなプロセスを経て検討がされるか。

A 組織としては、副市長を本部長として部長級で組織する、岩倉市公共施設等総合管理計画推進本部と、総務部長と関係課長で組織する、岩倉市公共施設等総合管理計画推進部会により具体的な検討を進めている。市としての方針決定は、市長、教

Q 希望の家の跡地利用についての検討状況はどうか。

A 希望の家の建物は取り壊すこと、跡地は本市で活用するか、もしくは売却を検討する方針としている。立地条件の面では、市街化調整区域であるため、建築物にも様々な制約があるが、現在は諸条件を確認しながら、跡地の活用や施設の取り壊しに向けた検討を進めており、今年度中には、跡地活用の方向性について、お示しできると考えている。

Q 跡地利用としてドッグランやバーベキュー施設など市民の憩いや賑わいの拠点となる施設の整備への活用について当局の見解を問う。

A 立地特性を踏まえ、行政課題への対応、整備費用、維持管理コストなど、様々な面から総合的に検討を進めているところであり、ご提案も参考にしたいと考えている。

全ての子どもたちに学ぶ機会を

Q 大学受験にかかる費用を補助する制度を独自で実施している自治体があるが見解はどうか。

A 全ての子どもにとって、経済的な理由で学ぶ機会が失われることはあってはならないと考えている。また、近年、大学受験のための費用について、交通費などの高騰により大きな負担となっているとの報道もある。そのよう

な状況の中で、直接的に大学受験にかかる費用を補助することについては、一定、効果のある支援と考える。ただし、優先的な課題の解決としては、その家庭が経済的な自立ができるようになることであると考える。本市では、ひとり親家庭等への支援策として、ひとり親家庭等の収入の増額に結びつく就業支援を実施している。

Q 子育て応援の施策の一つとして、ひとり親世帯・低所得の世帯における大学受験にかかる費用を補助する制度を検討できないか。

A 大学受験にかかる費用の補助については、国や県の補助金の活用も踏まえつつ、近隣自治体の動向等に注視し研究していく。



党員 明子 敬子 公谷平



がん患者へのエピテーゼ購入助成を



県の事業内容等を注視し研究していく

がん患者へのエピテーゼに対する助成を



Q ウィッグ・乳房補整具購入費助成の利用状況はどうか。



A 本市では、がん患者のがん治療による外見変貌を補完する医療用補整具の購入の負担軽減を図るため、令和4年4月より助成を実施している。令和4年度は、ウィッグ16件、乳房補整具4件。令和5年度は、ウィッグ14件、乳房補整具4件。令和6年度は、ウィッグ14件、乳房補整具4件の申請があった。



Q エピテーゼの必要性や利用実態をどのように把握しているか。



A エピテーゼとは医療用具として体表に取り付ける人工的なボディ

パーツである。目や鼻などの顔面、爪や指、また、乳房などの体の一部分を人体そっくりに再現しているもので、外見だけでなく、その心をもケアする医療用具となっている。

がん治療を受けた方の身体的・精神的な負担や社会生活上の不安を和らげ、安心して社会生活を送るための一環として、医療用ウィッグ、乳房補整具やエピテーゼのような医療補整具、医療用具の必要性は認識している。



Q 助成対象にエピテーゼを加えることはできないか。



A 乳房以外の部位のエピテーゼを対象に加えていくかということについては、県の補助事業の内容や今後の動向も注視しながら、研究していきたい。



廃食油の回収とリサイクル促進を



Q 現在の廃食油回収の実施状況と回収量の推移はどうか。



A 清掃事務所にあるe・ライフプラザと学校給食センター及び保育園からの回収を行っている。回収量は、清掃事務所は、1100リットル、学校給食センター及び保育園が、6000リットル前後で推移している。



Q 今後の取組は、どうか。



A 本市は、地球温暖化対策の一つとして廃食油の回収を行っているが、市民へ周知し、回収量を増やすことを継続していく。

愛知県は、廃食油を原料とした「SAF（サフ）」と呼ばれる航空機のジェット燃料を、地産地消で賄うことによりCO2排出量削減に資するプロジェクトの事業化を支援するため「あいち地産地消SAFサプライチェーン推進協議会」の設置準備を進めている。本市は、このプロジェクトに賛同し、市としてどのように協力していくか、県の動向にあわせて検討していく必要がある。

針は。



A 市民への周知としては、毎年、広報3月号で同時配布している「ごみと資源の分別の出し方」の中で、清掃事務所のe・ライフプラザで廃食油の回収を掲載している。また、ホームページでも廃食油のリサイクルを周知している。今後は、廃食油の利活用の状況を、ホームページや市民ふれ愛まつりなどでお知らせし、廃食油の回収拠点の拡大など市民参加の促進を検討していきたい。



Q 環境啓発と住民参加の促進について、今後の方

岩倉市議会からの

お知らせ



次回、9月定例会のご案内～議会の生の声を傍聴してみませんか～

次回9月定例会は下記のとおり開催いたします。(日程は都合により変更となる場合があります。)
市議会はどこからでも傍聴できます。

(岩倉市議会事務局 TEL: 0587-38-5820 FAX: 0587-66-0055)

本会議: 市役所 8 階 議場 / 委員会: 市役所 7 階 委員会室 にて いずれも午前 10 時から

月	火	水	木	金
9/1 本会議 (議案の上程・説明)	2	3	4 本会議 (議案質疑)	5 本会議 (議案質疑)
8 本会議 (一般質問)	9 本会議 (一般質問)	10 本会議 (一般質問)	11 決算証書類審査	12 決算証書類審査
15 敬老の日	16 委員会 (総務・産業建設)	17 委員会 (厚生・文教)	18 委員会 (財務)	19 委員会 (財務)
22 委員会 (財務)	23 秋分の日	24 委員会予備日	25 委員会予備日	26 委員会予備日
29 委員会予備日	30 本会議 (委員長報告、質疑、 討論、採決)			

※紙面の都合により、土曜日及び日曜日は省略して掲載しています。

表紙の写真を募集しています

岩倉市議会では、市議会だよりの表紙として皆さんが撮影した写真を募集しています。写真のテーマは「岩倉らしさ、岩倉への愛着が感じられる写真」です。皆様の応募をお待ちしています。

【応募方法】

- ◆住所、氏名、電話番号、撮影日、撮影場所及び写真に添える説明文を記入の上、直接お持ちいただくか、郵送もしくはメールで応募してください。
- ◆写真の審査は議会広報委員会で行います。応募いただいた写真は返却できかねますのでご了承ください。

【郵送先】〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地 岩倉市議会事務局

【メール】gikai@city.iwakura.lg.jp

アンケートを実施しています

市議会では、議会だよりに関して皆様からのご意見を募集しています。

いただいたご意見は、今後の編集の参考とさせていただきます。

回答はこちら▶



議会広報委員会 (◎は委員長 ○は副委員長)

◎大野慎治 ○塚崎海緒 ・鬼頭博和 ・水野忠三 ・堀江珠恵 ・日比野 走 ・関戸郁文 ・梶谷規子